

## 空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金交付要綱

制 定 令和8年4月1日 建住政第3552号

最近改正 令和8年7月1日 建住政第614号

### (目的)

第1条 この要綱は、横浜市内の空家を購入して居住する子育て世代を対象に、空家の購入費用の一部を補助することで、空家やその跡地の有効活用を図りながら、子育て世代の転入・定住を促進するとともに、ストックを活用した一戸建の住宅及び住宅地の好循環の創出にも寄与することを目的とする。

2 補助金の交付等については、次に掲げる関係規定のほか、この要綱に定めるところによる。ただし、本要綱で扱う補助事業は、空家を購入する費用の一部を補助するものであることから、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）第24条ただし書きの規定を適用することができるものとして扱う。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- (2) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）
- (3) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定）
- (4) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空家 申請時点から遡って1年以上、そのすべてが常態として居住その他の使用がなされていない住宅（兼用住宅を含む。）をいう。
- (2) 兼用住宅 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ居住以外の用途を兼ねるものをいう。
- (3) 旧耐震基準 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下同じ。）に基づく建築確認を受けた建物に適用されていた耐震基準をいう。
- (4) 耐震性 昭和56年6月1日に改正された建築基準法に基づく耐震基準を満たしているものをいう。
- (5) 子育て世代 次のいずれかに該当する世帯をいう。
  - ア 申請年度の4月1日時点で18歳未満の子（出生予定の子を含む。）を有する世帯
  - イ 申請年度の4月1日時点で夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者並びに「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び第12条第1項に規定する実績報告をする日までに宣誓又は申告を行おうとする者を含む。）のいずれかが49歳以下である世帯

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空家及び当該空家の敷地となる土地を購入し、当該空家又は第5条第2号イに該当する場合は

空家を除却し建て替えた住宅（兼用住宅を含む。）に、実績報告までに転居する子育て世代の構成員のうち当該空家の購入者であること。

- (2) 世帯の構成員が横浜市内にすでに一戸建の住宅（兼用住宅を含む。）を所有していないこと。
- (3) 第9条第1項に規定する補助金交付決定を受けてから、10年間は継続して対象となる空家又は空家を除却し建て替えた住宅（兼用住宅を含む。）に居住する意思があること。
- (4) 市税及び横浜市に対する債務の支払について滞納していないこと。
- (5) 世帯の構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (6) 第6条に定める補助対象経費について、国、横浜市その他の公的機関から他の補助金の交付を受け、又は受ける予定がないこと。

#### （補助対象空家）

第4条 補助の対象となる空家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 横浜市内に存する一戸建の住宅（兼用住宅を含む。）であること。
- (2) 空家及び当該空家の敷地となる土地が、建築基準法に違反していないこと。ただし、第5条第2号イに該当する場合において、建替え後の建築物が同法に適合しているときは、この限りでない。
- (3) 申請者を含む世帯以外の居住又は使用に供されたことがあること。
- (4) 購入前の所有者が申請者の配偶者又は2親等内の親族ではないこと。

#### （補助事業の要件）

第5条 補助の対象となる事業は、空家の購入を伴うものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 購入する空家に耐震性が確保されていると認められる場合において、当該空家に転居するもの
- (2) 購入する空家が旧耐震基準により建てられたものである場合において、次のいずれかに該当するもの
  - ア 当該空家を耐震補強により耐震性を確保した上で転居するもの
  - イ 当該空家を除却して一戸建の住宅（兼用住宅を含む。）に建替えを行い転居するものであって、売買契約締結時点に当該空家が存在するもの

#### （補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費は、この要綱の目的に即し、当該年度の予算の範囲内で、空家及び当該空家の敷地となる土地の購入に係る経費から次に掲げる経費を除いたものとする。

- (1) 消費税（地方消費税を含む）
- (2) 空家及び当該空家の敷地となる土地の固定資産税及び都市計画税清算金
- (3) 空家及び当該空家の敷地となる土地の売買契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料

### (補助金の額)

第7条 補助金額は、当該年度の予算の範囲内で、次の各号のいずれか少ない額を限度とする。

- (1) 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、それを切り捨てた額とする。
- (2) 100万円に、次の各項目に該当する場合には、当該各項目に定める額を加算した額
  - ア 対象となる空家が申請日時点において、3年以上空家である場合：30万円
  - イ 申請日時点において、申請者の扶養する子（同居する申請年度の4月1日時点で18歳未満の子に限る（出生予定の子を含む。））の数が2人以上の場合：40万円
  - ウ 申請日時点において、申請者の世帯の構成員全員が、横浜市外に住民登録されており、実績報告までに対象となる空家又は第5条第2号イに該当する場合は空家を除却し建て替えた住宅に転居し、横浜市に住民登録する場合：30万円

### (補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に別表1で掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、補助事業等の目的及び内容により、前項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。
- 3 市長は、第1項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

### (補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、予算の範囲内でその内容を審査し、適切であると認めた場合は、交付の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定について、補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定の交付決定において、必要があると認めたときは条件を付すことができる。
- 4 市長は、第1項の審査において、必要に応じて申請者にヒアリング等の調査をすることができる。
- 5 市長は、第1項の審査において、その内容に不備を認める場合は、申請者に対し前条第1項の申請の際に提出を受けた書類の修正を求めることができる。
- 6 市長は、第1項の審査及び第4項の調査の結果により、補助金を交付しないと決定した場合は、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。
- 7 申請者は、交付決定通知を受けるまでは、当該申請に係る空家及び当該空家の敷地となる土地の売買に着手してはならない。

### (申請の変更)

第10条 申請者が交付決定通知を受けた後に、次の各号に掲げる事項の変更をする場合は、補助金変更申請書（第4号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付予定額の増額又は減額を伴う変更
  - (2) 申請者の変更又は申請者の世帯の構成員の変更（第8条第1項の規定による申請の際の申請者世帯の構成員のうち、出生予定であった子が出生したことによる変更を除く。）
  - (3) その他市長が必要と認める変更
- 2 市長は、前項の申請があったときは、変更申請内容を審査し、適切であると認める場合は、変更の決定を行い、補助金変更決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

#### （申請の取下げ）

- 第11条 申請者が、申請を取り下げようとする場合は、速やかに、補助金取下届（第6号様式）に交付決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、これをなかつたものとみなす。
- 3 市長は、第1項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

#### （実績報告）

- 第12条 申請者は、対象となる空家又は空家を除却し建て替えた住宅（兼用住宅を含む。）に転居した日から90日を経過する日かつ補助金の交付決定を受けた日の属する年度の1月末日までに、補助金実績報告書（第7号様式）に別表2で掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

#### （補助金額の確定）

- 第13条 市長は、前条第1項の規定による実績報告があった場合は、報告書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付額を確定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金額を確定した場合は、補助金額確定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

#### （補助金交付の請求）

- 第14条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条第2項に定める補助金額確定通知書の受領後に、補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する書類の提出期限等を別に定めることができる。

#### （補助金の交付）

- 第15条 市長は、前条第1項の規定による補助金交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
- 2 市長は、前項による請求に不備を認める場合は、請求者に対し補助金交付請求書の修正を求めることができる。

#### （決定の取消し及び補助金の返還等）

- 第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の

全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき。
  - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) 第9条第1項の規定による補助金交付決定を受けた日から起算して、10年を経過する日までに申請者の世帯の構成員が転居したとき。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りでない。
  - (5) 第9条第1項の規定による補助金交付決定を受けた日から起算して、10年を経過する日までに第5条第2号イにより建て替えた建築物が建築基準法に違反したとき。
  - (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知書(第10号様式)により通知するものとする。
  - 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金を交付しているときは、申請者に補助金の額の全部又は一部の返還を求めることができる。
  - 4 申請者は、前項の規定により補助金の返還を求められた場合は、市長の定める期限内に補助金を返還しなければならない。

#### (調査)

第17条 申請者は、この要綱による補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。

#### (効果分析等調査への協力)

第18条 申請者は、市長の求める効果分析等調査について協力しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による調査内容について、別に定めることができる。

#### (処分等の制限)

第19条 申請者は、補助金の交付を受けて取得し、又は建設した財産については、補助金交付決定を受けた日から起算して10年以内に市長の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。ただし、当該財産の取得に係る住宅ローンのために行う抵当権の設定については、この限りでない。

#### (関係書類の保存期間)

第20条 この要綱に係る関係書類の保存期間は10年とする。

#### (その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、当該補助事業の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

別表1 補助金交付申請に添える書類（第8条関係）

書類名	備考
申請者の戸籍の附票の写し	
申請者を含む世帯全員分の住民票の写し	
出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し	母の氏名と出産予定日がわかる部分
婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類 ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し ・結婚式場の契約書など婚姻予定であることが分かる書類 ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し	
購入を予定している空家の広告等	購入予定金額がわかる書類
当該空家（建物）の登記の全部事項証明書又は登記情報サービスによる登記情報	申請日前3か月以内に発行されたものに限る。
当該空家の敷地となる土地の登記の全部事項証明書又は登記情報サービスによる登記情報	申請日前3か月以内に発行されたものに限る。
空家であった期間を証する書類	
当該空家の全景写真	申請時点の状況が確認できるものに限る。
当該空家の建築確認済証又は建築確認台帳記載証明書	
旧耐震基準で耐震改修済みの場合は、耐震性能等の条件を満たしていることを証するもの	耐震基準適合証明書、耐震診断の診断書、その他これらに類するもの
その他市長が必要と認める書類	

別表2 実績報告に添える書類（第12条関係）

書類名	備考
申請者を含む世帯全員分の住民票の写し	
居住する建物の登記の全部事項証明書又は登記情報サービスによる登記情報	購入後に所有権移転登記をしたもの又は所有権保存登記をしたもの
居住する建物の敷地となっている土地の登記事項証明書又は登記情報サービスによる登記情報	購入後に所有権移転登記をしたもの
当該空家及び空家の敷地となる土地の購入に係る売買契約書の写し	

<p>当該空家及び空家の敷地となる土地の購入に要した費用の支払いが確認できる書類</p>	<p>領収書の写し、金融機関の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもの</p>
<p>耐震補強により耐震性を確保する場合は、耐震性能等の条件を満たしていることを証するもの</p>	<p>耐震基準適合証明書、耐震診断の診断書、その他これらに類するもの</p>
<p>除却して建て替えを行う場合は、除却後の土地の全景写真と建替え後の建物の全景写真</p>	
<p>その他市長が必要と認める書類</p>	

(申請先)

横浜市長

申請者 住所

電話

氏名

空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金交付申請書

空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、書類を添えて、当該補助金の交付申請を行います。

1 購入する空家の概要

所在地	横浜市
建築年月日	年 月 日
空家期間	年 か月
購入代金（見積額）	円

2 事業計画

居住形態	1. 当該空家に居住する 2. 当該空家を除却し建て替えた住宅に居住する（当該空家が旧耐震基準の場合に限る）
売買契約予定日	年 月 日
居住予定日	年 月 日

3 居住予定者

フリガナ 氏名	住所	生年月日（西暦）	続柄
		年 月 日	本人
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

4 加算区分（該当する□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	対象となる空家が申請日時点において、3年以上空家である場合
<input type="checkbox"/>	申請日時点において、補助対象者の扶養する子供（同居する申請年度の4月1日時点で18歳未満の子に限る（出生予定の子を含む。））の数が2人以上の場合
<input type="checkbox"/>	申請日時点において、横浜市外に住民登録されており、補助対象物件へ転居し、横浜市に住民登録する場合

5 同意・誓約事項（該当する□欄に✓を入れること）

- (1)  世帯の構成員は横浜市内に一戸建の住宅（兼用住宅を含む）を所有していません。
- (2)  補助金の交付決定を受けてから、10年間は継続して対象物件に居住する意思があります。
- (3)  市税及び横浜市に対する債務の支払の滞納はありません。
- (4)  世帯の構成員は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- (5)  対象物件は建築基準法に違反していません。
- (6)  対象物件は申請者を含む世帯以外の居住又は使用に供されたことがあります。
- (7)  購入前の所有者が申請者の配偶者、2親等内の親族ではありません。
- (8)  横浜市補助金規則・空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金交付要綱を遵守します。

6 添付書類（□欄に✓を入れること）

- (1)  申請者の戸籍の附票の写し
- (2)  申請者を含む世帯全員分の住民票の写し
- (3)  出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し
- (4)  婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類
  - ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し
  - ・結婚式場の契約書等等婚姻予定であることが分かる書類
  - ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し
- (5)  購入を予定している空家の広告等
- (6)  当該空家（建物）の登記の全部事項証明書又は登記情報サービスによる登記情報
- (7)  当該空家の敷地となる土地の登記の全部事項証明書又は登記情報サービスによる登記情報
- (8)  空家であった期間を証する書類
- (9)  当該空家の全景写真
- (10)  当該空家の建築確認済証又は建築確認台帳記載証明書
- (11)  旧耐震基準で耐震改修済みの場合は、耐震性能等の条件を満たしていることを証するも

の

(12)  その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

住所

氏名

様

横浜市長

（公印省略）

空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金交付決定通知書

年 月 日に交付申請のありました空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金について、次の条件を付して交付することと決定したので通知します。

1 交付決定金額

\_\_\_\_\_円

2 空家の所在地

\_\_\_\_\_

3 条 件

担当

電話

メール

第3号様式（第9条第6項）

第 号  
年 月 日

住所

氏名

様

横浜市長

（公印省略）

空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金について、交付しないことと決定したので通知します。

1 不交付の理由

担当

電話

メール

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 住所

電話

氏名

空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金変更申請書

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました空家を活用した  
子育て世代転入・定住促進補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 空家の所在地

\_\_\_\_\_

2 変更の内容

<input type="checkbox"/>	補助金交付予定額の増額又は減額を伴う変更
<input type="checkbox"/>	申請者の変更又は申請者の世帯の構成員の変更
<input type="checkbox"/>	その他

（具体的な内容・変更理由など）

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

横浜市長 (公印省略)

空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金変更決定通知書

年 月 日に変更申請のありました空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金について、次の条件を付して交付することと決定したので通知します。

1 交付決定金額

\_\_\_\_\_円

2 空家の所在地

\_\_\_\_\_

3 変更の内容

<input type="checkbox"/>	補助金交付予定額の増額又は減額を伴う変更
<input type="checkbox"/>	申請者の変更又は申請者の世帯の構成員の変更
<input type="checkbox"/>	その他

4 条 件

担当  
電話  
メール

年 月 日

（申請先）  
横浜市長

申請者 住所  
電話  
氏名

空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金取下届

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金について、次のとおり取り下げたいので申請します。

1 空家の所在地

\_\_\_\_\_

2 取下げの理由

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住所  
電話  
氏名

空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金実績報告書

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金について、次のとおり当該補助金の実績報告を行います。

1 空家又は建替え物件の所在地

\_\_\_\_\_

2 加算区分（該当する□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	対象となる空家が申請日時点において、3年以上空家である場合	加算額：30万円
<input type="checkbox"/>	申請日時点において、申請者の扶養する子供（同居する申請年度の4月1日時点で18歳未満の子に限る（出生予定の子を含む。））の数が2人以上の場合	加算額：40万円
<input type="checkbox"/>	申請日時点において、申請者の世帯の構成員が、横浜市外に住民登録されており、補助対象物件へ転居し、横浜市に住民登録する場合	加算額：30万円

3 補助対象経費等

(1) 経費及び補助金額

空家及び当該空家の敷地となる土地の購入に係った経費	円（税抜）
上記のうち、補助対象経費の総額	円（税抜）
補助申請額（千円未満切り捨て） ※上記金額×1/2、又は100万円と加算額の合計のいずれか少ない額	円

(2) 売買契約状況

売買契約締結日	年 月 日
売買契約金額	円 (税抜)
支払日 (引渡日)	年 月 日

4 事業実績

居 住 形 態	1. 当該空家に居住している 2. 当該空家を除却し建て替えた住宅に居住している (当該空家が旧耐震基準の場合に限る)
居 住 開 始 日	年 月 日
工 事 完 了 日 ※1 : 旧耐震基準で、耐震補強工事を行った場合 ※2 : 旧耐震基準で、建て替えを行った場合	※1 耐震改修工事 年 月 日 ※2 解体工事 年 月 日 ※2 新築工事 年 月 日

5 居住者

フリガナ 氏名	住所	生年月日 (西暦)	続柄
		年 月 日	本人
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

6 添付書類 (□欄に✓を入れること)

- (1)  申請者を含む世帯全員分の住民票の写し
- (2)  居住する建物の登記の全部事項証明書又は登記情報サービスによる登記情報
- (3)  居住する建物の敷地となっている土地の登記事項証明書又は登記情報サービスによる登記情報
- (4)  当該空家及び空家の敷地となる土地の購入に係る売買契約書の写し
- (5)  当該空家及び空家の敷地となる土地の購入に要した費用の支払いが確認できる書類
- (6)  耐震補強により耐震性を確保する場合は、耐震性能等の条件を満たしていることを証するもの
- (7)  除却して建て替えを行う場合は、除却後の土地の全景写真と建替え後の建物の全景写真
- (8)  その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

住所

氏名

様

横浜市長

（公印省略）

空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金額確定通知書

年 月 日に実績報告のありました空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金について、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

1 補助金確定額

\_\_\_\_\_ 円

2 空家又は建替え物件の所在地

\_\_\_\_\_

担当

電話

メール

年 月 日

横浜市長

請求者 住所  
電話  
氏名

空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金交付請求書

年 月 日 第 号により額確定通知のありました空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金について、次のとおり請求します。

請求金額

\_\_\_\_\_ 円

(振込先)

(フリガナ)			
口座名義			
金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協		支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

(注意)

申請者と同じ口座名義を記入してください。

第10号様式（第16条第2項）

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

横浜市長 印

空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金については、空家を活用した子育て世代転入・定住促進補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、取り消したことを通知します。

1 取消しの理由

2 取消しの内容

担当

電話

メール